

投票所一覽表

地区	選区	あなたの住んでいる所	投票所名
日 章	第1	王子(北・中・南)、前永田、高見、高田、藤宮(北・南)、 徳富、笠松(北・南)、北組(1・2)、中組(3・4・5)、南組、	日吉菅原生活改善センター
	第2	永田(北・南)、上野内、本村(北・南)、東町(南・新・新) 中町(1・2・3・4)、西町(1・2・3)、都築筋道、	立田公民館
	第3	下野内(北・北)、茨西(北・南)、新屋、土居、中須、開田、 大学宿舎、日章寮、高専宿舎、羽正寮、空港宿舎、 合同宿舎	物部公民館
	第4	久枝(南・1・2・幡・中・東・2・3)、下島(北・里)	久枝公民館
大 錦	第5	能間(東・北)、野田口、城墻、朝日町(南・北)、 榎田町、福吉(東・中・南)、西窪、新川	大篠小学校体育館
	第6	山崎、八木、日井、関、竹中、西野々、住吉野、 伊達野、大塙団地、南海学園、白銀荘	竹中公民館
	第7	藤原(東・北)、南小龍南	藤原中央公民館
	第8	明見	明見公民館
稻 生	第9	立石、千田木、土居谷、衣笠、丸山、井川、千星崎	稻生ふれあい館
	第10	中谷、林谷、西谷、小久保、芦ヶ谷、北地	小久保公民館
十 市	第11	人形谷、糸木楠上、錦城、栗山、東坪池、西坪池 札場(1・2・3・4)、緑ヶ丘(1・2・3丁目)	新着者多世代交流プラザ (十市支所)
	第12	剣尾、東組、国政、土居谷、西和	野口直治方倉庫
	第13	大小浜、八丁、阿戸、丸山	阿戸公民館
	第14	岡上、北組、中組、南組、寺山	走松林道工落片山倉庫
三 和	第15	上畑、宝屋、土居、立石、馬橋、野尻、小田村、 山口団地	三和公民館
	第16	東堀、中ノ丁、細工所、八松	中ノ丁公民館
	第17	中田、本村、岩坂(北・南)	浜改田公民館
	第18	浜田	浜田公民館
前 浜	第19	西組、中組、寺家、久保、東組、浜庭	寺家公民館
後 免	第20	里組	下田中共同利用施設(下田中里)
	第21	東町、後免町(1・2・3・4丁目)	後免町公民館
長 岡	第22	西山、南岬山	西山公民館
	第23	北陣山、南三島、北三島	南三島公民館
	第24	上末松、下末松、上廿伎、古市、祈年	長岡東部公民館
	第25	1区、2区、3区(東・南)、中央団地、4区、 東山町(1・2・3丁目)、幸町(1・2・3丁目)	中央第5集会所
	第26	5区、6区(西・南)、7区(東・南)	中央第1集会所
	第27	東崎東部、東崎西部、宇田、日吉町(1・2・3丁目) 駅前町(1・2・3・4丁目)	宇田公民館
	第28	西畠、たちはな、祈年団地、8区、小山団地、 北小龍、南小龍、清風園、土佐希望の家	中央第4集会所
	第29	国分(北・中・南)、左右山(新・中・南)、比江(上・下・東)、 国府寮	国府小学校
久礼田	第30	植田(北・中・南)	植田公民館
	第31	久礼田(中・土呂・石堂・中・北・中南・中南・西北・西南・高石)	久礼田体育館
	第32	植野(東・北・西・南)、領石(東・中・北)	植野公民館
瓶 岩	第33	穴崎、龜岩、外山、才谷	瓶岩幼稚園
	第34	成合、天行寺	成合天行寺公民館
上 倉	第35	白木谷(一跡・新・中・谷・中平・西下・小新・中組・香所・中昌・小谷)	白木谷公民館
	第36	(下・上)八京、丸山組	庄田喜見方車庫
	第37	奈路(東・北・北)	奈路公民館
	第38	中谷、上倉	中谷公民館
岡 豊	第39	桑ノ川、黒瀧、大改野、中ノ川	黒瀧公民館
	第40	笠ノ川(北・南・南)、八幡(東・北・南)	笠ノ川公民館
	第41	小蓮(東・南)、定林寺、瀧本	定林寺公民館
	第42	蒲原、小蓮看護婦寮、蒲原医大宿舎、蒲原団地、 蒲原住宅	蒲原公民館
	第43	中島(昭・南・南)、常通寺島、江村、吉田、小竜、 中島医大宿舎	中島消防屯所
野 田	第44	上野田、下野田、西野田、西野田町(1・2・3・4丁目)	野田公民館
岩 村	第45	包末(東・西)金地	包末公民館
	第46	福船、堺ノ内、薩福寺島	岩村公民館

10月17日は、**市議会議員選挙** の投票日です



任期満了に伴う南国市議会議員選挙の投票が、10月17日に行われます。投票の受付は午前7時から午後8時まで（成合）天行寺、中谷、上倉、桑ノ川、黒滝、大改野、中ノ川は午後6時まで）です。

現在住んでいる場所で投票できるのは、次の皆さんです

▼昭和54年10月18日までに生まれた人

▼平成11年7月9日までに南国市に転入届をし、引き続
き住んでいる人

※今年10月5日以降に市内で住所を変わり、転居届を出された人は、前の住所の投票所に行ってください。

■投票所入場券を忘れずに各世帯に投票所入場券を郵送します。投票日には、投票所入場券を持って、左の表の投票所に行ってください。不在者投票の場合も投票所入場券を持参してください。

投票日に次の理由で投票所に行けない人は、10月10日から10月16日までの間に不在者投票ができます。不在者投票は、午前8時30分から午後8時まで選舉管理委員会（市役所4階）で受け付けています。投票所入場券を持っておいでください。

▼投票区内外を問わず仕事をしている場合

▼なんらかの用務で投票区の区域外にいる場合

ご連絡管理委員会が郵便投票証明書を交付した人は、郵便で投票ができます。10月13日午後5時までに選舉管理委員会にある請求書に郵便投票証明書を添えて選舉管理委員会に投票用紙などの交付を請求してください。

告示以前でも請求できます。
郵便事情などで遅れる場合もありますので、できるだけ早く請求をしてください。

▼身体障害者手帳に、両下肢または、体幹の障害が1級

告示／10月10日(日)
投票／10月17日(日)

■代理投票

身体障害者や字が書けない人は、投票所で補助者に代理記載をしてもらうという方法で投票できます。不在者投票の場合も代理投票ができます。

■投票所が変わります

今回の選挙で次の地区の人は投票所が変わります。

▼第14投票区(三和片山地区)は、片山公民館から有松村鉄工所片山倉庫に投票所が変わります。

※お問い合わせは、市選挙管理委員会(☎880-1657)まで

- ▼ 病気・けが・妊娠・身体の障害・産褥のため、歩くのが難しい場合
- ▼ 監獄、少年院、老人ホームなどに収容・入所されている場合
- ※ 病院、老人ホームなどの場合は、施設で不在者投票ができるところもありますのでそれぞれの施設でお尋ねください。

■ 郵便によって投票できます

次の人のうち、本人が申請

から2級、心臓・腎臓・呼吸器の障害が1級から3級までの記載のある人

▼戦傷病手帳に、両下肢または、体幹の障害が特別項症から第2項症、心臓・腎臓呼吸器の障害が特別項症から第3項症までの記載のある人

※郵便投票証明書の有効期限は交付の日から7年間です。

有効期限が切れる人は、申請書に身体障害者手帳や戦傷